

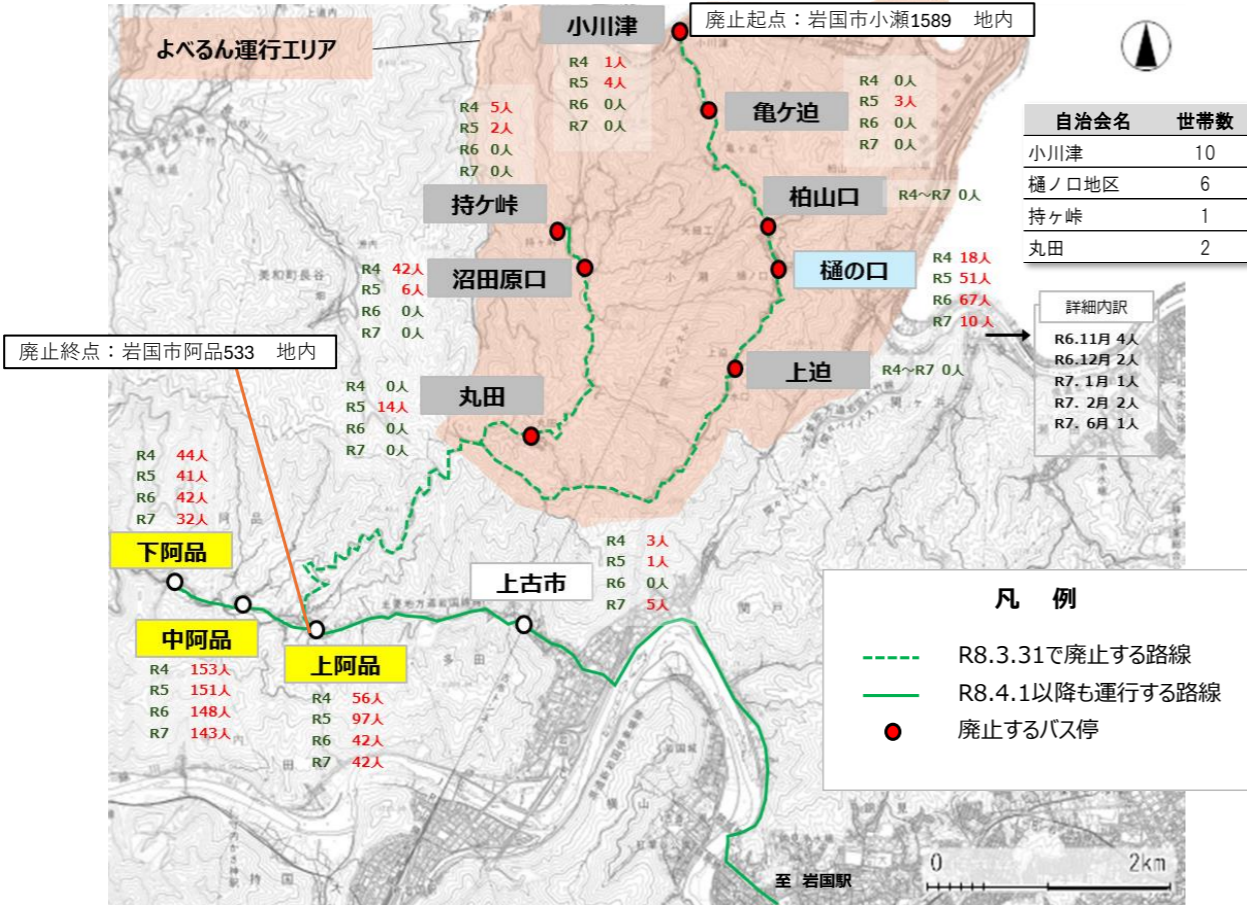
◎過疎地域乗合バス（持ヶ峠線）路線の一部廃止及び路線名の変更について

変更路線	過疎地域乗合バス（持ヶ峠線）（水・金曜日 1往復）
運行事業者	第一交通株式会社
変更日	令和8年4月1日
概要	<p>小瀬地区においては、定時定路線のバス路線（過疎地域乗合バス 持ヶ峠線）が運行しているが、同地区には令和4年10月から乗合タクシー「よべるん」も運行が開始されたことにより、近年では、持ヶ峠線の利用が著しく少ない状況。（下図のとおり）</p> <p>このようなことから、小瀬地区の自治会長と協議を行った結果、近年利用の少ない小瀬地区内の「小川津～丸田」バス停および当該路線を廃止し、路線名を「阿品線」に変更する。</p> <p>また、新たに起点となる阿品地区において住民アンケートを実施した結果を踏まえ、運行時刻を別紙①のとおり変更する。</p> <p>当路線の運賃は「協議運賃」となっていることから、この度の路線廃止に伴う設定運賃区間の変更については、道路運送法第9条 第4項に規定する協議会（本市では「運賃協議会」）で決定することとする。</p>
実車距離変更	31.2km → 12.7km (▲18.5km)
申請の有無	必要 道路運送法第15条（一般旅客自動車運送事業者による事業計画の変更）
周知方法	自治会へチラシ配布、バス車内やバス停への掲示、市ホームページ掲載

持ヶ峠線 [小川津～持ヶ峠～阿品～下多田～錦帯橋～岩国駅]
（水・金曜日運行、祝日運休）

小川津～上迫～持ヶ峠～下阿品～上阿品～下多田～錦帯橋～裁判所～市役所～岩国駅	上り	下り	備考	
小川津	822	1503	年未年始(12/31～1/2)は全ての便が運休します。	
亀ヶ迫	824	1501		
柏山口	826	1459		
樋の口	827	1458		
上迫	832	1453		国道2号と県道59号が交わる三叉路から小川津までは乗車・降車両方も可能。
丸田	840	1445		
沼田原口	845	1440		
持ヶ峠	847	1438		
沼田原口	849	1436		
丸田	854	1431		
中阿品	906	1419		
下阿品	908	1417		
中阿品	910	1416		
上阿品	912	1414		
上古市	915	1412		
下多田	916	1411 ↑		
関戸	918	1409		
大内迫	919	1408		
池ヶ迫	920	1407		
錦帯橋	923	1405		
椎尾神社	924	1400		
新町	924	1359		
鏡見	925	1358	岩国駅方面	
裁判所	926	1357	小川津方面	
東鏡見	928	1355	乗車のみ	
浄水場	930	1353	降車のみ	
水道局	931	1352		
関所	932	1352		
八幡	933	1351		
天神町	934	1350		
今津	935	↑		
今津四丁目	936	1349		
市役所	937	1348		
三笠橋	939	1346		
岩国駅	943	1345		

過疎地域乗合バス（持ヶ峠線）乗降者数実績表（R4～R7）



運行開始までのスケジュール

令和8年2月9日	岩国市地域公共交通会議にて審議
令和8年2月10日～2月16日	住民や利害関係人（他交通事業者）への意見反映措置（アンケート調査、地元タクシー事業者、乗合タクシー事業者等への聞き取り）
令和8年2月下旬	上記で出た意見を踏まえ、運賃協議会を実施（文書協議）（メンバーは、市、第一交通、運輸局、岩国地区自治会連合会の4者を想定）
令和8年2月下旬	協議が調った証明を岩国市から第一交通タクシーへ交付
令和8年2月下旬	第一交通が運輸支局へ運賃届を提出
令和8年4月1日	運行開始